

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第89号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)